

下北地方漁港漁場整備事務所



大畑漁港 大畑海峡サーモン祭り H26.6.23 (写真提供:むつ市大畑庁舎)

1 は し が き

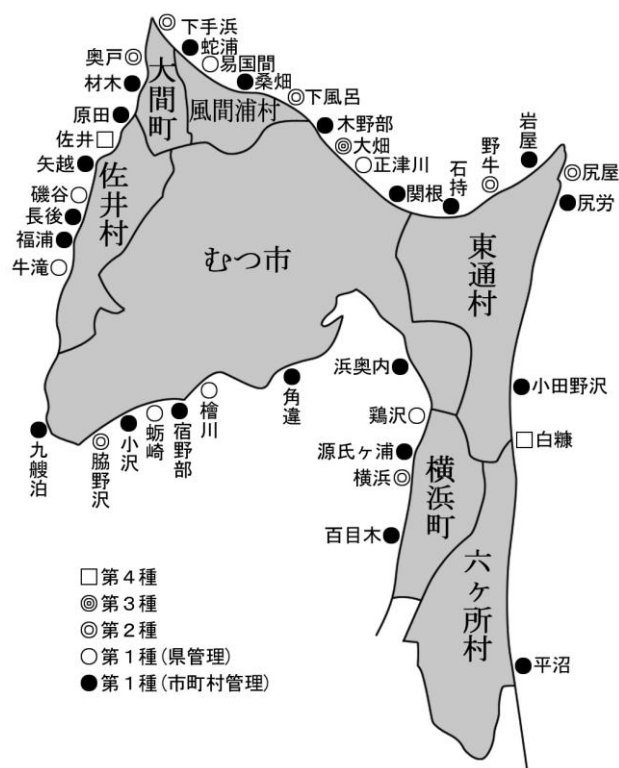
下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所が所轄する区域は、むつ市及び下北郡全域（大間町、佐井村、風間浦村、東通村）、それに加えて上北郡の一部の区域（横浜町、六ヶ所村）の7市町村となっており、津軽海峡、太平洋及び陸奥湾に面している。

管内の漁港の数は、県管理港17港及び市町村管理21港の合計38港である。また、管内の海岸線総延長は約326kmで本県海岸線総延長の41%にあたる。

津軽海峡、太平洋の外海は、寒流暖流の交錯する好漁場が形成されているため、豊富な回遊魚を対象とした漁船漁業を中心に漁業活動が営まれるとともに、北部の磯根、岩礁地帯では天然の魚介類の採取も盛んに行われている。

一方、陸奥湾は、国内有数規模の内海として古くから漁業をはじめ、地域の様々な面に深く関わってきた。近年の陸奥湾での漁業はホタテガイの養殖業が中心であり、本県の基幹産業となっている。

管内指定漁港位置図



管内漁港の概要（漁港管理者別・種別別一覧表）

（平成27年4月1日現在）

種類別 管理者別	全 県					下北管内				
	第1種	第2種	第3種	第4種	計	第1種	第2種	第3種	第4種	計
県	13	24	4	3	44	7	7	1	2	17
市町村	46	—	—	—	46	21	—	—	—	21
計	59	24	4	3	90	28	7	1	2	38

漁港の種別の定義

種 別	定 義
第1種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種	その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの
第3種	その利用範囲が全国的なもの
第4種	離島その他辺地にあつて、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
特定第3種	第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

2 沿 革

漁港は、昭和 25 年 5 月 2 日法律第 137 号を持って制定交付された「漁港法」に基づいて整備されることとなった。

本県においては、昭和 25 年 4 月水産部に施設課を新設し、庶務、漁港、漁船の 3 係、課長以下 17 名の職員でスタートした。

沿革は次のとおり。

昭和 25 年 4 月	青森県行政組織規則に基づき水産部に施設課が設置される。
昭和 26 年 4 月 ～42 年 3 月	漁港関係事業の執行機関が土木部の土木事務所となる。
昭和 42 年 4 月	青森県行政機関設置条例の改正により、漁港事務所が設置される。 むつ市小川町二丁目 2-4 に事務所を開設。
昭和 42 年 10 月	むつ合同庁舎に移転。
昭和 48 年 4 月	青森県行政組織規則改正により、建設第一課、建設第二課の 2 課制となる。
昭和 52 年 4 月	青森県行政組織規則改正により、総務課に庶務係、管理係が設置される。
昭和 54 年 9 月	現在地に庁舎新築。
昭和 54 年 12 月	同庁舎竣工、移転。
昭和 61 年 4 月	(1) 青森県行政組織規則の改正により、所掌事務に「沿岸漁場整備開発事業等の施行に関すること」が加えられた。 (2) 青森県行政組織規則の改正により、「次長」職が新設される。
昭和 62 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、「水産土木工事検査主幹」職が新設される。
平成 5 年 3 月	庁舎増改築工事完成。
平成 5 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、計画指導課、建設課となる。
平成 13 年 4 月	青森県部設置条例の改正により水産部から農林水産部となる。 青森県行政組織規則の改正により、漁港課が漁港漁場整備課となる。 同上により漁港事務所の「水産土木工事検査」職が廃止となる。
平成 14 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、下北地方農林水産事務所の下部機関として下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所となる。 同上により、「次長」職が廃止される。 同上により、総務課が廃止され、管理課が設置される。
平成 18 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、下北地域県民局地域農林水産部の下部機関として、下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所となる。

3 管内漁港一覽

(平成27年4月1日現在)

漁港 所在市町村	第1種 (県管理)	第1種 (市町村管理)	第2種 (県管理)	第3種 (県管理)	第4種 (県管理)	漁港利用漁協
むつ市		浜奥内				むつ市漁協
		角違				関根浜漁協
		関根				大畑町漁協
	正津川	木野部 (H26.4移管)		大畑		川内町漁協
	檜川 蛸崎	宿野部 (H24.4移管)				脇野沢村漁協
		小沢 (H25.4移管) 九艘泊	脇野沢			
横浜町	鶏沢	百目木 源氏ヶ浦	横浜			横浜町漁協
佐井村	牛磯 滝谷	福浦 長後越 (H24.4移管) 原田			佐井	佐井村漁協
大間町			下手浜			大間漁協
		材木	奥戸			奥戸漁協
風間浦村		蛇浦				蛇浦漁協
	易国間	桑畑				易国間漁協
			下風呂			下風呂漁協
東通村			野牛			野牛漁協
		石持				石持漁協
		岩屋				岩屋漁協
		尻労				尻労漁協
		小田野沢				小田野沢漁協
			尻屋			尻屋漁協
六ヶ所村					白糠(白糠)	白糠漁協
					白糠(泊) 白糠(焼山)	泊漁協
		平沼				六ヶ所海水漁協
合計	7港	21港	7港	1港	2港	38港

4 平成27年度水産基盤整備等事業費

○平成27年度事業総括表

平成27年度 漁港漁場関係事業予算総括表

◆工事費ベース (金額単位：千円)

事業区分	全 体										うち県管理										うち市町村管理															
	① H26県当初予算			② H26補正予算			③ H27県当初予算			前年比			① H26県当初予算			② H26補正予算			③ H27県当初予算			前年比			① H26県当初予算			② H26補正予算			③ H27県当初予算			前年比		
	工費		箇所数	工費		箇所数	工費		箇所数	前年比	工費		箇所数	工費		箇所数	工費		箇所数	前年比	工費		箇所数	工費		箇所数	工費		箇所数	工費		箇所数	前年比			
	工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数		工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数		工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数	工費	箇所数						
水産流通	2,124,500	0	0	0	2,124,500	0	0	0	1.19	2,124,500	0	0	0	2,124,500	0	0	0	0	1.19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-					
水産環境	544,000	0	0	0	544,000	0	0	1.44	1.44	544,000	0	0	0	15	781,000	0	0	0	1.44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-					
水産生産	250,000	0	0	0	250,000	0	0	1.08	1.08	250,000	0	0	0	1	270,000	0	0	0	1.08	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-					
機能保全 (計画・工事)	180,000	0	0	0	180,000	0	0	3.22	3.00	180,000	0	0	0	8	540,000	0	0	0	3.00	0	0	0	0	0	0	0	0	1	39,216	皆増						
機能強化	724,000	0	0	0	724,000	0	0	1.07	0.91	634,000	0	0	0	4	580,000	0	0	0	0.91	4	90,000	0	0	0	0	0	0	5	195,462	2.17						
関連道	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0.50	0.50	100,000	0	0	0	1	50,000	0	0	0	0.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-					
港整備	178,916	0	0	0	178,916	0	0	1.12	皆増	0	0	0	0	1	200,000	0	0	0	皆増	1	178,916	0	0	0	0	0	0	0	0	0	皆減					
漁村再生	150,000	0	0	0	150,000	0	0	0.47	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2	150,000	0	0	0	0	0	0	2	70,000	0.47							
海岸保全	380,000	1	1	26,286	380,000	1	2	63,618	0.17	2	380,000	1	26,286	2	63,618	2	63,618	0.17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-					
合計	3,631,416	1	1	26,286	3,212,500	1	30	4,124,296	1.14	30	3,212,500	1	26,286	34	3,819,618	1	26,286	1.19	7	418,916	0	0	0	0	8	304,678	0.73									

◆事業区分の凡例

水産流通＝水産流通基盤整備事業

困産環境＝水産環境整備事業

水産生産＝水産生産基盤整備事業

機能保全＝水産物供給基盤機能保全事業

機能強化＝漁港施設機能強化事業

関連道＝漁港関連道整備事業 (農山漁村地域整備交付金)

港整備＝港整備交付金事業

漁村再生＝漁村再生交付金事業 (農山漁村地域整備交付金)

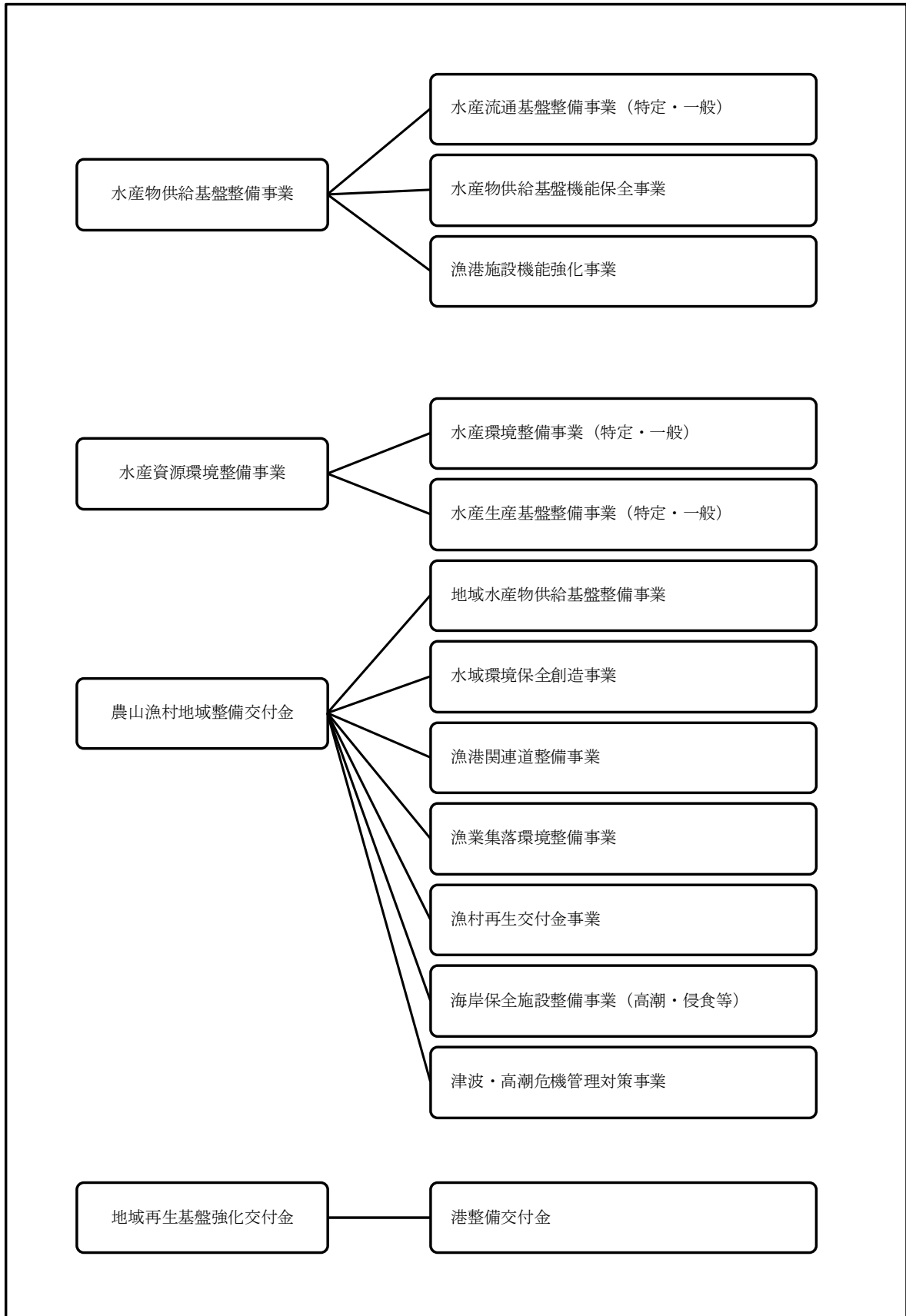
海岸保全＝海岸保全施設整備事業 (農山漁村地域整備交付金)

※「③H27県当初予算」とは、平成27年度県当初内示額を表す。

5 事業制度

1 漁港・漁場・漁村事業の概要

水産基盤整備の事業体系(主な事業)



一般公共事業(水産庁:負担金・補助金)

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件 など	備考		
一 般 公 共 補 助 金	負 担 金	水 産 物 供 給 基 盤 整 備	水産流通基盤整備事業	特定 (法律補助)	水産物の流通機能の強化を図るため、第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備を行う事業及び共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域において、当該事業が施行されている漁港と密接に関連する漁場の施設の整備を行う事業	【特定事業の要件】 ①計画事業費が20億円を超えるもの ②第2種漁港(利用漁船実隻数400隻程度以上若しくは属地陸揚量5,000トン程度以上)、第3種漁港、第4種漁港であるもの	【根拠法律】 漁港漁場整備法	
				一般 (予算補助)		①計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの ②漁港施設については、次の要件を満たすもの ア 1漁港あたり計画事業費が5億円を超えるもの イ 第2種、第3種又は第4種漁港であること ただし、第2種にあつては、利用漁船実隻数200隻程度以上若しくは属地陸揚量5千トン程度以上の港勢を有するものなど		
				水産物供給基盤機能保全事業 (予算補助)	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う事業	①計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの ②第1種又は第2種漁港(利用漁船実隻数又は登録漁船隻数50隻程度以上、若しくは陸揚金額1億円以上) ③第3種又は第4種漁港であること ④漁場施設は、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢が②又は③に該当するもの ⑤機能保全計画の策定期間は平成20～29年度10箇年以内	【事業対象施設】 ○漁港施設 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設(道路及び橋に限る)、漁港施設用地(護岸及び人工地盤に限る)、漁港浄化施設 ○漁場施設 増殖場(消波施設等及び中間育成施設に限る) 養殖場(消波施設等及び区画施設に限る)	
				漁港施設機能強化事業 (予算補助)	高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して、漁港施設の安全性が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	①1地区あたりの計画事業費が、地震や津波に対する機能診断は2千万円以上、機能強化工事は5千万円以上20億円未満 ②近年の高潮、波高の増大等に対し、現況の施設の設計諸元の不足が要因となり、越波や浸水等の発生状況にかかる規模又は頻度が著しく、漁港の安全性に問題が生じている漁港 ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域等並びに過去に地震や津波による被害が発生した地域に立地する漁港	【事業対象施設】 左記の②については、近年の高潮、波高の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設	
				水産環境整備事業	特定 (法律補助)	・水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るために漁場の施設を整備する事業	①計画事業費が20億円を超えるもの ②受益戸数200戸以上 ③沖合大規模漁場整備については、 ・海域の基礎生産力の増大等、我が国の資源、生産増大に大きな効果を有するもの ・受益者数が1,000人以上又は受益者を特定の県に限定することが困難なもの	【根拠法律】 漁港漁場整備法
				水産環境整備事業	一般 (予算補助)	・効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息場の環境改善を行う事業	①計画事業費が3億円を超えるもの ②受益戸数200戸以上 ③沖合大規模漁場整備については、 ・計画事業が10億円以上のもの ・海域の基礎生産力の増大等、我が国の資源、生産増大に大きな効果を有するもの ・受益者数が1,000人以上又は受益者を特定の県に限定することが困難なもの	
				水産生産基盤整備事業	特定 (法律補助)	・水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために行う漁港の整備並びに共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設の整備を行う事業	【特定事業の要件】 ①計画事業費が20億円を超えるもの ②第1種漁港、第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港(第1種及び第2種漁港にあつては、利用漁船実隻数100隻程度以上若しくは属地陸揚金額2億円程度以上)であるもの	【根拠法律】 漁港漁場整備法
				水産生産基盤整備事業	一般 (予算補助)	・効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息場の環境改善を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業	①計画事業費が3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの ②漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合、又は漁港施設を単独で整備する場合は、次の要件を満たすこと。 ア 第1種又は水産流通以外の第2種、第3種、第4種漁港であつて、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの イ 1漁港あたりの利用漁船実隻数若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上、若しくは属地陸揚金額1億円程度以上 ③漁場の施設を単独で整備する場合は、原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上のも ④水域環境保全については、計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)のもの ⑤水質底質改善施設については、全体計画面積が2,500㎡以上(第1種及び第2種漁港については、1,200㎡以上)のもの	

一般公共事業(農林水産省:交付金)

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備考			
一般公共	農山漁物	水産	地域水産物供給基盤整備事業 (予算補助)	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港並びに第2種漁港の整備を行う事業及び共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設の整備を行う事業	①計画事業費が3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの ②漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合、又は漁港施設を単独で整備する場合が、次の要件を満たすこと。 ア 第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの イ 1漁港あたりの利用漁船隻数若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上、若しくは属地陸揚金額1億円程度以上 ③漁場の施設を単独で整備する場合は、原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上のもの ④水域環境保全については、計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)のもの ⑤水質底質改善施設については、全体計画面積が2,500㎡以上(第1種及び第2種漁港については、1,200㎡以上)のもの				
				供給	水域環境保全創造事業 (予算補助)	・漁場及び漁港区域内において行われる公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項第5号に掲げる事業 ・効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業	水域環境保全のための事業にあつては ①計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)のもの ②水質底質改善施設については、全体計画面積が2,500㎡以上(第1種及び第2種漁港については、1,200㎡以上)のもの ③放置座礁船の処理を行うにあつては、船舶所有者等に代わり、県又は市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費として、全体事業費が5千万円以上の場合に限る。		
				整備	漁港関連道整備事業 (予算補助)	漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な、主要漁港関連道、附帯関連道、一般漁港関連道の新設、又は改良を行う事業。	①計画事業費は、下記のとおりであること。 ・主要漁港関連道の新設、改良は、1億円以上6億円未満。 ・附帯関連道の改良は、主要漁港関連道に関する事業費の1/2以内、5千万円以上 ・一般漁港関連道の新設、改良は、5千万円以上6億円未満 ②漁港関連道の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるものであること ③新設の場合は、漁業上必要な自動車の利用しうる道路が無いが又は既存道路では漁獲物の輸送上支障があり、かつ改良が困難であること ④改良の場合は、既存道路では漁業上必要な自動車の交通ができないが、又は漁獲物の輸送上著しく支障があること ⑤道路の有効幅員が3メートル以上のものであること	○主要漁港関連道 主要漁港と主要道路等とを結ぶための道 ○附帯関連道 主要漁港関連道に関する事業と併せて改良する必要がある道 ○一般漁港関連道 主要漁港以外の漁港と主要道路等とを結ぶための道	
	地域整備	漁港	漁村	漁業集落環境整備事業 (予算補助)	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生管理施設等の整備を行う事業	①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落 ②地震防災対策強化地域に立地する集落 ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に立地する集落 ④総事業費が3千万円以上 ⑤集落人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備は100人以上5,000人以下)ただし、辺地地域・振興山村・過疎地域等については集落人口が50人以上5,000人以下			
					環境	漁港環境整備事業 (予算補助)	漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業	①漁港区域内の漁港施設用地等において実施するもので、漁港管理者が施設を運営管理するもの ②全体計画面積が2,500㎡以上(第1種及び第2種漁港は1,200㎡以上) ③整備対象となる計画面積は、計画利用者人数1人につき15㎡以下の面積となる場合に限る。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設であること。 ④総事業費が5千万円以上	
					整備	漁村再生交付金事業 (予算補助)	地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び生活環境施設の総合的な整備を実施する事業 実施できる施設は、漁港、漁場漁港環境、漁業集落環境施設及び地域創造型による整備、水域の環境保全対策	①漁村再生計画の策定 ②計画事業費が1億円以上20億円以下のもの ただし、県が行う漁港及び漁場施設整備は5億円以下 市町村が行う漁港整備は12億円以下 ③計画期間はおおむね6箇年以内	

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件 など	備考
一般	農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金	海 岸 保 全 施 設 整 備	高潮対策事業 (法律補助)	国民経済上、民生安定上重要な地域を高潮・波浪・津波による被害から防護するために海岸保全施設の新設、改良を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①防護面積が1km当たり5ha以上又は防護人口が1km当たり50人以上 ②総事業費が1億円以上 ③事業計画が策定されている地区	【根拠法律】 「海岸法」
			侵食対策事業 (法律補助)	貴重な国土を海岸侵食から守るために海岸保全施設の新設、改良を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①防護面積が1km当たり5ha以上又は防護人口が1km当たり50人以上 ②総事業費が1億円以上 ③事業計画が策定されている地区	【根拠法律】 「海岸法」
			海岸耐震対策事業 (予算補助)	地震発生に伴う防護機能低下による浸水被害を防止するため、海岸保全施設の緊急的な耐震対策を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による甚大な浸水被害への緊急的な対策を要する海岸 ②H.W.L以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害への緊急的な対策を要する海岸 ③総事業費が県事業で5千万円以上、市町村事業で2千5百万円以上 ④事業計画が策定されている地区	採択要件の①②は、いずれかを満足すること
			海岸堤防等老朽化対策事業 (予算補助)	老朽化等により機能が確保されていない海岸施設を緊急に機能の強化又は回復を実施する事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①平成30年度までに長寿命化計画が策定されるもの ②長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること ③老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるもの ④総事業費が県事業で5千万円以上、市町村事業で2千5百万円以上 ⑤事業計画が策定されている地区	①について東日本大震災被災地及び5地区海岸を管理する市町村は平成32年度まで長寿命化計画が策定されるもの ②について平成30年度までに対策工事に着手する場合は採択要件としない
			津波・高潮危機管理対策事業 (予算補助)	既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波からの避難を促進するための施策を総合的に実施する事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による甚大な津波災害への緊急的な対策を要する海岸 ②H.W.L以下の防護区域を有し、甚大な高潮災害への緊急的な対策を要する海岸 ③総事業費が県事業で5千万円以上、市町村事業で2千5百万円以上 ④事業計画が策定されている地区 ⑤5年以内に整備目標の達成が見込まれること	採択要件の①②は、いずれかを満足すること
			海岸環境整備事業 (予算補助)	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、海浜利用が増進されるもの ②広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるもの[海岸利用活性化] ③緊急に養浜を実施しなければならないもの[緊急養浜] ④自然環境との調和・個性ある地域づくりに資するもの[海岸環境保全・再生] ⑤階段工及びこれと一体として通路又は植栽を整備するもので、短年で効果を発揮するもの[海岸環境局部改良] ⑥総事業費が1億円以上	採択要件の①～⑤は、いずれかを満足すること

一般公共事業(内閣府:交付金)

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備考
一般	地域再生基金 強化交付金 地域再生基金 強化交付金	港整備交付金 (法律補助)	港整備交付金	地元の利用が主体となっている地方港湾と第1種漁港及び第2種漁港において地域レベルで共通する課題に対応する施設の整備を行う事業	第1種漁港及び第2種漁港	【根拠法律】 「地域再生法」

災害公共事業

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備考
災害公共補助金	負担金・補助金	災	漁港施設災害復旧事業 (法律補助)	異常天然現象に因って被災した漁港施設、海岸を原形に復旧(又は従前の効用を復旧するための改良)し、公共の福祉を確保する事業。	1箇所の工事の費用が、都道府県又は指定市が事業主体の場合120万円以上、市町村が事業主体の場合60万円以上のもの	【根拠法律】 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」
		害	漁業用施設災害復旧事業 (法律補助)	異常天然現象に因って被災した沿岸漁場整備開発施設、漁港施設(水産業協同組合管理)を原形に復旧(又は従前の効用を復旧するための改良)し、水産業の維持・経営安定を図る事業。	1箇所の工事の費用が40万円以上	【根拠法律】 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
		旧	共同利用施設災害復旧事業 (法律補助)	異常天然現象に因って被災した農林水産業に係る共同利用施設を原形に復旧(又は従前の効用を復旧するための改良)し、水産業の維持・経営安定を図る事業。	1箇所の工事の費用が40万円以上 ただし激甚災害の場合には13万円以上のもの	【根拠法律】 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
	補助金	災	漁港災害関連事業 (予算補助)	漁港施設災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する工事。	1箇所の工事費が都道府県又は指定市が事業主体の場合800万円以上、市町村が事業主体の場合600万円以上の工事であり、災害復旧工事費に対し、100%を超えない範囲	
		害	災害関連漁業集落環境施設復旧事業 (予算補助)	異常天然現象により被災した施設の災害復旧(負担法又は暫定法による災害復旧)に関連し、同一漁港区域内で同一の災害により被害を受けた漁業集落環境施設を原形に復旧する工事。	①受益者戸数が2戸以上 ②工事費が200万円以上	
		連	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 (予算補助)	洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害する場合には、緊急的に流木等の処理(集積・選別・積込・運搬及び焼却等)を実施する。	①一発生原因当たりの漂着量(以下ア、イの合計)が事業主体数に関わらず合計1,000㎡以上 ア 海岸保全区域内に漂着したもの イ 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの ②一事業主体の事業費が200万円以上	

県単独事業

種別	目	経費区分	事業名	事業の目的・内容
単独費	漁港管理費	経常経費	漁港維持修繕費	県管理漁港(44港)の機能向上を伴わない既存施設の改良や施設補修及び維持浚渫を施工する工事
	漁港漁場漁村対策費	県単公共	漁港施設費	国補助事業とならない小規模な施設整備で緊急な実施を要し、機能向上を伴う漁港施設の改良工事
		一般政策B	漁港施設調査費	漁港整備計画の策定や変更及び漁港・漁場・海岸事業を実施するために要する調査費

2 漁港関係事業負担割合

平成26年度

事業名	種別	県			市町村			備考	
		負担割合			負担割合				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
《特定》 水産流通基盤	4種	2/3	1/3					外郭施設、水域施設	
		50/100	50/100					係留施設、機能施設	
	特定3種	2/3 (66.6%)	82/300 (27.4%)	18/300 (6.0%)					外郭施設
		50/100	44/100	6/100					水域施設
		50/100	40/100	10/100					係留施設(重要な陸揚岸壁以外)、機能施設
		2/3	0.8/3	0.2/3					重要な陸揚岸壁 (高度衛生管理施設に対応するもの)
	3種 (継続)	50/100	42/100	8/100					高度衛生管理施設 直接補助
		50/100	40/100	10/100					外郭施設、水域施設
3種(H15以降新規)	50/100	40/100	10/100					係留施設、機能施設	
2種の一部	50/100	40/100	10/100					三沢漁港	
並型魚礁				3/6	2/6	1/6		直接補助	
増殖場	50/100	50/100							
水産流通基盤	3種	5/10	4/10	1/10					
	1～2種	5/10	4/10	1/10	3/6	2/6	1/6		
	並型魚礁				3/6	2/6	1/6	市町村営は間接補助につき県5/6	
増殖場	1/2	1/2							
水産環境	魚礁、増殖場	1/2	1/2						
	1～2種	50/100	40/100	10/100	3/6	2/6	1/6	直接補助	
	並型魚礁				3/6	2/6	1/6	直接補助	
《特定》 水産生産基盤	増殖場	50/100	50/100						
	1～2種	5/10	4/10	1/10	3/6	2/6	1/6	市町村営は間接補助につき県5/6	
	並型魚礁				3/6	2/6	1/6	間接補助につき県5/6	
水産生産基盤	増殖場	1/2	1/2						
	4種	5/10	5/10						
	特定3種	5/10	4/10	1/10					
水産物供給基盤 機能保全 (機能診断・計画策定)	3種	5/10	4/10	1/10					
	1～2種	5/10	4/10	1/10	3/6	1.5/6	1.5/6	間接補助につき県4.5/6	
	4種	5/10	5/10						
水産物供給基盤 機能保全 (保全工事)	特定3種	5/10	4/10	1/10					
	3種	5/10	4/10	1/10					
	1～2種	5/10	4/10	1/10	3/6	1.5/6	1.5/6	間接補助につき県4.5/6	
漁港施設機能強化	4種	5/10	5/10						
	特定3種	5/10	4/10	1/10					
	3種	5/10	4/10	1/10					
	1～2種	5/10	4/10	1/10	3/6	1.5/6	1.5/6	間接補助につき県4.5/6	
	1種				5/10		5/10	H24補正及びH25補正に限り、地元負担に交付税措置があるため県の高上げなし	
地域再生基盤 強化交付金 (港整備交付金)	1～特定3種	5/10	5/10					東日本大震災の災害と連携して実施するもの H23一次補正、三次補正	
	1～2種	58/100	32/100	10/100	3/6	1.5/6	1.5/6	※注1参照 H26補助率引き上げ率16% 間接補助につき県4.5/6	
漁村再生交付金	1～4種	5/10	4/10	1/10	3/6	1.5/6	1.5/6	間接補助につき県4.5/6	
	1種				5/10		5/10	H24補正に限り、地元負担に交付税措置があるため県の高上げなし	
	並型				3/6	1.5/6	1.5/6	間接補助につき県4.5/6	
	集落排水施設				5/10	0.9/10	4.1/10	今後見直し必要 間接補助につき県5.9/10	
	集落排水施設 以外の施設				5/10	1.0/10	4.0/10	間接補助につき県6.0/10	
関連道	地域創造型				5/10	—	5/10		
	主要	50/100	40/100	10/100	5/10	2/10	3/10		
漁業集落環境	一般	50/100	40/100	10/100	5/10	2/10	3/10	※注2参照	
	集落排水施設				5/10	0.9/10	4.1/10	今後見直し必要 間接補助につき県5.9/10	
	集落排水施設				5/10		5/10	H24補正に限り、地元負担に交付税措置があるため県の高上げなし	
漁港環境	上記以外の施設				5/10	1.0/10	4.0/10	間接補助につき県6.0/10	
	漁港環境	5/10	4/10	1/10	5/10	2/10	3/10	市町村営は今後見直し必要 現在は間接補助につき県7/10	
水域環境保全	水産基盤整備計画調査	5/10	4/10	1/10					
	水産基盤整備技術課題調査	1/2	1/2					H23一次補正の場合 これ以外については対象、目的により市町村 負担の要否を検討	
海岸	都市型海岸	2/5	3/5						
	高潮	1/2	1/2		2/4	1/4	1/4		
	侵食	1/2	1/2		2/4	1/4	1/4		
	環境	1/3	2/3						
	耐震対策	1/2	1/2						
	老朽化対策	1/2	1/2						
津波・高潮危機管理	1/2	1/2							

注1：港整備交付金は、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による高率補助引き上げは適用されないが、同等の補正を当該年度措置として引き上げを行う

注2：一般関連道の整備費が5千万円以上1億円未満で市町村が事業主体である事業の用地及び補償費の割合

6 主な漁港・漁場・海岸の施設

- 白糠地区水産流通基盤整備事業【白糠漁港】（平成 14 年度～平成 28 年度）
〔臨港道路（橋梁：焼山地区）〕（平成 24 年度～平成 27 年度予定）



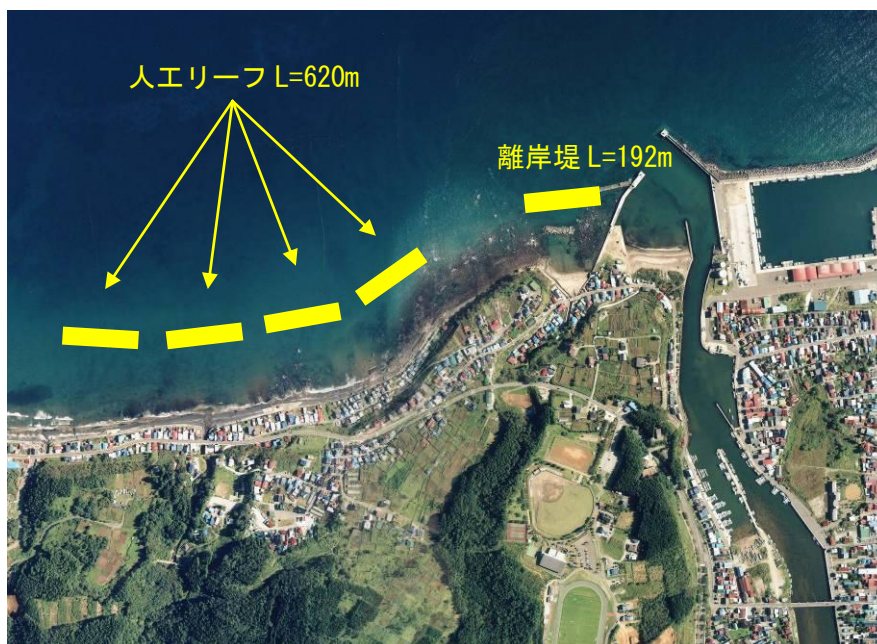
臨港道路（橋梁含む）の整備により、国道 338 号線へのアクセスが容易になり、漁獲物の出荷時間が大幅に短縮されるほか、狭い集落道を通行する必要がなくなることから、交通の安全性が向上する。

- 石持地区水産環境整備事業（平成 23 年度～平成 26 年度）



水産資源の持続的利用と水産物の安定的な供給を図るため、主として共同漁業権の設定されている区域外において、利用が広範囲にわたる漁場の施設を整備している。

○ 大畑漁港海岸保全施設整備事業【高潮対策】（平成 22 年度～平成 28 年度）



平成 19 年 11 月の越波状況



平成 19 年 9 月の越波状況

当海岸は、津軽海峡に面した本州北岸の冬期風浪が厳しい地域であり、近年、低気圧等の風浪により、沿岸の護岸背後の住家等に越波・飛沫被害が度々発生しているため、海岸保全施設を整備することで、護岸からの越波・飛沫被害を防止し、地域住民の生命・財産の保全を図ることとしている。

また、平成 22 年度からは環境公共推進協議会を開催して地域住民からの意見を聴きながら進めており、事業の実施にあたっては、可能な限り環境を保全・再生することに配慮している。

7 港 勢

平成 24 年の本県における漁港の港勢は、陸揚量 220,602 トン、陸揚金額約 439 億円で、陸揚量において前年比 14.6%増、陸揚金額で 5.5%減となっている。

県全体の登録漁船は、前年比 269 隻減の 8,748 隻、35,140 トンとなっている。

これに対して、当事務所管内漁港の港勢は、陸揚量は前年比 13.0%増の 31,173.0 トン、金額では前年比 6.2%減の約 97 億円となっている。

また、当事務所管内の登録漁船は、前年比 119 隻減の 4,050 隻、10,238.0 トンとなっている。

県全体の漁港種類及び下北管内全体の港勢は、次のとおり。

(1) 県 全 体

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

漁港種類	漁港数	登録漁船数・総トン数					
		総 数		動力漁船		無動力漁船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	92	8,748	35,139.6	8,047	34,874.0	701	265.6
第1種漁港	74	5,292	11,011.8	5,111	10,937.7	181	74.1
第2種漁港	11	1,430	3,615.8	1,383	3,596.7	47	19.1
第3種漁港	4	716	17,216.4	716	17,216.4	—	—
第4種漁港	3	1,310	3,295.6	837	3,123.2	473	172.4

漁港種類	漁港数	利用漁船隻数・総トン数					
		総 数		動力漁船		無動力漁船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	92	9,985	130,106.6	9,384	129,890.9	601	215.7
第1種漁港	74	5,377	11,933.2	5,196	11,859.1	181	74.1
第2種漁港	11	1,815	4,768.5	1,768	4,749.4	47	19.1
第3種漁港	4	1,477	109,235.6	1,477	109,235.6	—	—
第4種漁港	3	1,316	4,169.3	943	4,046.8	373	122.5

漁港種類	漁港数	属 地 陸 揚 量				属 地 陸揚金額
		総 数	海面漁業	海面養殖業	陸上搬入量	
		(A) = (B+C)	(B)	(C)		
総 数	92	220,602.3	149,028.9	71,573.4	4,483.9	43,882
第1種漁港	74	72,244.4	14,318.0	57,926.4	3,441.0	14,994
第2種漁港	11	20,872.1	7,256.2	13,615.9	360.2	4,953
第3種漁港	4	119,086.3	119,070.8	15.5	682.7	21,073
第4種漁港	3	8,399.5	8,383.9	15.6	—	2,862

(2) 当事務所管内全体

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

漁港種類	漁港数	登録漁船数・総トン数					
		総数		動力漁船		無動力漁船	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
総数	40	4,050	10,237.8	3,407	10,016.5	643	221.3
第1種漁港	34	2,601	5,388.6	2,441	5,336.8	160	51.8
第2種漁港	3	368	715.8	342	709.3	26	6.5
第3種漁港	1	254	2,343.8	254	2,343.8	—	—
第4種漁港	2	827	1,789.6	370	1,626.6	457	163.0

漁港種類	漁港数	利用漁船隻数・総トン数					
		総数		動力漁船		無動力漁船	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
総数	40	4,083	11,659.9	3,540	11,488.5	543	171.4
第1種漁港	34	2,653	6,193.8	2,493	6,142.0	160	51.8
第2種漁港	3	405	938.1	379	931.6	26	6.5
第3種漁港	1	286	2,685.9	286	2,685.9	—	—
第4種漁港	2	739	1,842.1	382	1,729.0	357	113.1

漁港種類	漁港数	属地陸揚量			陸上搬入量	属地陸揚金額
		総数	海面漁業	海面養殖業		
		(A) = (B+C)	(B)	(C)		
総数	40	31,173.4	20,470.2	10,703.2	3,799.5	9,683
第1種漁港	34	18,347.6	8,649.2	9,698.4	3,438.8	5,758
第2種漁港	3	4,001.3	3,012.1	989.2	360.2	1,106
第3種漁港	1	2,338.4	2,338.4	—	—	964
第4種漁港	2	6,486.1	6,470.5	15.6	0.5	1,855

出典：平成 24 年港勢調査

8 漁港種別、漁業種別、魚種別陸揚量

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

(1) 第 1 種漁港 2-1

単位：トン

漁港名	総数	主要漁業種類別陸揚量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
百目木	441.0	ほたてがい養殖	415.0	小底びき型網	13.2	その他の網	8.8	かご漁業	3.4	小型定置網	0.6
横浜	2,104.3	ほたてがい養殖	1,891.5	小型定置網	89.3	その他の網	64.5	小底びき型網	51.4	かご漁業	7.6
源氏ヶ浦	1,986.2	ほたてがい養殖	1,895.5	その他の網	52.2	小底びき型網	30.5	かご漁業	7.6	採貝	0.4
鶏沢	913.6	ほたてがい養殖	879.0	小底びき型網	23.3	その他の網	10.0	かご漁業	1.3	—	—
浜奥内	2,564.5	ほたてがい養殖	2,523.4	潜水器漁業	26.0	その他の網	10.3	小底びき型網	4.5	小型定置網	0.3
角違	235.6	ほたてがい養殖	202.8	その他の網	21.7	かご漁業	10.9	採貝	0.2	—	—
戸沢	0.3	その他の網	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—
田野沢	0.2	採貝	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—
檜川	1,440.0	ほたてがい養殖	1,329.8	小底びき型網	60.6	その他の網	15.7	潜水器漁業	15.1	その他の網	6.8
宿野部	261.9	ほたてがい養殖	236.6	小底びき型網	13.8	かご漁業	3.6	潜水器漁業	3.3	その他の網	2.2
蠣崎	20.3	ほたてがい養殖	15.5	小底びき型網	3.0	潜水器漁業	0.6	その他の網	0.4	採貝	0.4
小沢	270.1	ほたてがい養殖	269.9	その他の網	0.1	かご漁業	0.1	—	—	—	—
九艘泊	90.3	小型定置網	89.3	その他の網	0.7	採貝	0.2	その他の網	0.1	—	—
牛滝	250.3	その他の網	220.9	その他の網	6.6	その他	6.4	かご漁業	4.7	小型定置網	4.2
福浦	141.0	採藻	43.6	その他の網	31.0	採貝	25.6	その他の網	20.0	かご漁業	9.5
長後	32.3	採藻	17.2	その他の網	6.0	採貝	3.8	その他の網	2.3	かご漁業	1.5
磯谷	168.5	採藻	96.0	その他の網	24.4	採貝	19.2	その他の網	9.7	かご漁業	6.9
矢越	101.4	採藻	56.7	採貝	13.9	その他の網	7.8	わかめ類養殖	6.7	小型定置網	4.8
原田	34.0	採藻	17.4	採貝	14.8	わかめ類養殖	0.7	その他の網	0.5	小型定置網	0.3
材木	46.4	採藻	25.7	かご漁業	15.1	その他の網	3.2	その他の網	2.0	その他の網	0.2
奥戸	127.6	採藻	45.8	かご漁業	33.0	その他の網	20.2	いか釣り	13.6	その他の網	8.9
下手浜	1,520.0	採藻	655.0	その他の網	438.0	いか釣り	178.0	その他の網	167.0	かご漁業	50.0
蛇浦	629.4	採藻	496.9	その他の網	50.1	いか釣り	21.5	潜水器漁業	15.2	その他の網	9.9
易国間	215.3	いか釣り	151.7	採藻	15.5	その他の網	12.7	小型定置網	10.9	その他の網	10.7
桑畑	12.8	採藻	5.0	その他の網	3.5	小型定置網	2.3	かご漁業	1.0	こんぶ類養殖	0.5
木野部	34.4	採藻	21.9	その他の網	11.8	採貝	0.5	かご漁業	0.2	—	—
正津川	34.6	かご漁業	16.5	その他の網	12.2	採藻	2.2	いか釣り	1.9	その他の網	1.8
関根	636.4	小型定置網	607.1	かご漁業	11.4	採藻	7.9	その他の網	2.7	わかめ類養殖	2.7
石持	192.4	小型定置網	118.8	潜水器漁業	40.6	採藻	21.1	かご漁業	8.7	その他の網	3.1
野牛	1,564.9	いか釣り	1,211.2	小型定置網	120.9	小底びき型網	77.7	かご漁業	60.8	その他の網	49.9
岩屋	599.0	いか釣り	426.0	小型定置網	101.7	その他の網	36.0	潜水器漁業	12.8	採藻	9.1
尻労	1,286.3	大型定置網	780.9	小型定置網	351.6	いか釣り	95.3	その他の網	20.2	その他の網	17.2
小田野沢	392.3	小型定置網	233.6	その他の網	85.8	採藻	39.1	潜水器漁業	21.1	かご漁業	11.5
平沼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

(1) 第 1 種漁港 2-2

単位：トン

漁港名	総数	主要魚種別陸揚量									
		魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量
百目木	441.0	ほたてがい	415.0	なまこ類	13.9	かれい類	6.4	あいなめ	1.8	まだい	1.7
横浜	2,104.3	ほたてがい	1,891.5	まだい	73.6	なまこ類	57.9	かれい類	39.7	その他の ふぐ類	17.3
源氏ヶ浦	1,986.2	ほたてがい	1,895.5	なまこ類	36.3	かれい類	34.9	ほや類	4.2	つぶ	4.1
鶏沢	913.6	ほたてがい	879.0	なまこ類	23.3	かれい類	7.4	その他の ふぐ類	1.3	ほや類	1.0
浜奥内	2,564.5	ほたてがい	2,523.4	なまこ類	16.2	ほたてがい	15.3	ほや類	4.8	ほや類	2.8
角違	235.6	ほたてがい	202.8	なまこ類	19.6	その他の かに類	6.2	つぶ	4.3	その他の ふぐ類	0.8
戸沢	0.3	かれい類	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—
田野沢	0.2	あわび類	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—
檜川	1,440.0	ほたてがい	1,329.8	なまこ類	60.6	その他の 貝類	15.7	ほたてがい	15.1	その他の かに類	4.9
宿野部	261.9	ほたてがい	236.6	なまこ類	13.8	ほたてがい	3.3	その他の かに類	2.6	つぶ	1.8
蠣崎	20.3	ほたてがい	15.5	なまこ類	3.0	ほたてがい	0.6	あわび類	0.4	かれい類	0.3
小沢	270.1	ほたてがい	269.9	かれい類	0.1	つぶ	0.1	—	—	—	—
九艘泊	90.3	まだら	22.4	かたくち いわ	19.8	ぶり類	10.5	まいわし	9.8	ひらめ	9.0
牛滝	250.3	まだら	81.6	さけ類	38.3	ぶり類	27.7	まだい	17.9	ひらめ	14.9
福浦	141.0	こんぶ類	32.7	うに類	23.9	ぶり類	10.5	たこ類	10.5	もずく類	9.7
長後	32.3	こんぶ類	13.6	うに類	3.7	まだい	3.2	もずく類	2.9	たこ類	2.1
磯谷	168.5	こんぶ類	78.5	うに類	16.3	ひらめ	10.0	もずく類	9.6	さめ類	7.7
矢越	101.4	こんぶ類	37.5	てんぐさ類	12.9	うに類	10.9	わかめ類	6.7	もずく類	5.4
原田	34.0	こんぶ類	14.7	うに類	13.4	もずく類	2.4	なまこ類	1.4	わかめ類	0.7
材木	46.4	こんぶ類	21.8	うに類	13.3	もずく類	3.7	たこ類	3.0	なまこ類	2.0
奥戸	127.6	こんぶ類	34.0	うに類	29.5	するめいか	13.6	もずく類	11.3	かれい類	7.5
下手浜	1,520.0	こんぶ類	609.0	さめ類	438.0	するめいか	178.0	くろまぐろ	81.0	たこ類	60.0
蛇浦	629.4	こんぶ類	452.3	その他の 魚類	47.0	わかめ類	22.1	するめいか	22.0	うに類	19.5
易国間	215.3	するめいか	155.2	たこ類	13.7	その他の 魚類	11.1	てんぐさ類	8.8	うに類	6.0
桑畑	12.8	ふのり	3.4	うに類	3.0	たこ類	1.5	こんぶ類	1.4	さくらます	0.6
木野部	34.4	こんぶ類	21.9	うに類	11.7	あわび類	0.5	その他の 魚類	0.1	かざみ類	0.1
正津川	34.6	たこ類	16.8	うに類	6.8	こんぶ類	2.2	その他の 魚類	1.9	するめいか	1.9
関根	636.4	するめいか	346.5	さけ類	60.4	ひらめ	37.2	ぶり類	28.2	たこ類	24.0
石持	192.4	さけ類	74.7	うに類	23.4	こんぶ類	21.1	ほや類	17.3	するめいか	17.2
野牛	1,564.9	するめいか	1,229.1	さけ類	81.3	ほたてがい	77.7	たこ類	54.0	かれい類	26.5
岩屋	599.0	するめいか	432.6	さけ類	80.8	たこ類	39.6	うに類	10.5	ふのり	9.1
尻労	1,286.3	するめいか	392.0	ぶり類	262.0	さけ類	162.5	さば類	78.3	ひらめ	61.2
小田野沢	392.3	さけ類	102.6	するめいか	91.6	こんぶ類	39.1	ひらめ	21.1	うに類	18.8
平沼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：平成 24 年港勢調査

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

(2) 第 2 種漁港 2-1

単位：トン

漁港名	総数	主要漁業種別陸揚量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
脇野沢	1,336.3	ほたてがい 養殖	987.6	小型定置網	305.6	小底びき網	23.7	かご漁業	13.7	その他の 網	2.1
下風呂	528.0	いか釣り	423.0	その他の 網	45.4	その他の釣	13.7	かご漁業	13.0	潜水器漁業	10.0
尻屋	2,137.0	いか釣り	918.6	採藻	772.6	大型定置網	303.2	その他の 漁	55.6	かご漁業	43.7

(3) 第 3 種漁港 2-1

単位：トン

漁港名	総数	主要漁業種別陸揚量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
大畑	2,338.4	いか釣り	1,215.5	小型定置網	901.5	その他の 漁業	78.8	かご漁業	57.1	その他の釣	31.7

(4) 第 4 種漁港 2-1

単位：トン

漁港名	総数	主要漁業種別陸揚量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
佐井	93.9	採藻	39.5	採貝	17.1	わかめ類 養殖	15.6	その他の 網	13.5	その他の釣	2.9
白糠	6,392.2	いか釣り	3,853.7	小型定置網	1,265.4	採藻	1,039.0	その他の釣	123.6	その他の 網	60.3

(2) 第 2 種漁港 2-2

単位：トン

漁港名	総数	主要魚種別陸揚量									
		魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量
脇野沢	1,336.3	ほたてがい	987.6	かたくち いわし	120.7	ぶり類	52.9	まだら	48.8	ひらめ	27.0
下風呂	528.0	するめいか	423.0	その他の 魚	26.4	かれい類	22.0	たこ類	18.5	うに類	17.0
尻屋	2,137.0	するめいか	1,029.4	こんぶ類	725.9	たこ類	99.6	ぶり類	69.3	ふのり	43.1

(3) 第 3 種漁港 2-2

単位：トン

漁港名	総数	主要魚種別陸揚量									
		魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量
大畑	2,338.4	するめいか	1,740.3	さけ類	125.9	たこ類	112.3	その他の 魚	62.1	さくらます	34.3

(4) 第 4 種漁港 2-2

単位：トン

漁港名	総数	主要魚種別陸揚量									
		魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量	魚種	数量
佐井	93.9	こんぶ類	32.7	わかめ類	15.6	うに類	12.8	さめ類	5.2	もずく類	4.9
白糠	6,392.2	するめいか	4,346.0	こんぶ類	1,033.1	さけ類	367.9	ぶり類	185.2	さくらます	78.9

9 漁港地区人口、漁業協同組合員数等

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

(1) 第 1 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町村人口	漁港地区人口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 経営体数
			組 合 名	総 数	正組合数	准組合数	
計	97,387	18,640	—	2,810	1,719	1,091	1,403
百 目 木	5,060	930	横浜町漁業協同組合	25	14	11	16
横 浜	5,060	2,429	〃 〃	66	41	25	41
源氏ヶ浦	5,060	602	〃 〃	50	26	24	27
鶏 沢	5,060	861	〃 〃	32	25	7	20
浜 奥 内	63,221	601	むつ市 〃	38	36	2	38
角 違	63,221	370	〃 〃	16	13	3	13
戸 沢	63,221	100	川内町 〃	3	2	1	1
田 野 沢	63,221	160	〃 〃	8	5	3	3
檜 川	63,221	449	〃 〃	67	59	8	40
宿 野 部	63,221	344	〃 〃	20	11	9	7
蠣 崎	63,221	288	〃 〃	12	5	7	8
小 沢	63,221	310	脇野沢村 〃	8	8	—	8
九 艘 泊	63,221	91	〃 〃	18	12	6	6
牛 滝	2,414	123	佐井村 〃	30	28	2	19
福 浦	2,414	138	〃 〃	32	29	3	28
長 後	2,414	83	〃 〃	18	16	2	15
磯 谷	2,414	159	〃 〃	40	37	3	35
矢 越	2,414	198	〃 〃	40	28	12	28
原 田	2,414	254	〃 〃	27	25	2	20
材 木	6,115	184	奥 戸 〃	60	48	12	48
奥 戸	6,115	1,207	〃 〃	323	137	186	115
下 手 浜	6,115	1,038	大 間 〃	281	209	72	209
蛇 浦	2,323	538	蛇 浦 〃	127	109	18	127
易 国 間	2,323	827	易 国 間 〃	123	31	92	50
桑 畑	2,323	135	〃 〃	36	8	28	11
木 野 部	63,221	239	大畑町 〃	62	18	44	17
正 津 川	63,221	1,049	〃 〃	92	36	56	20
関 根	63,221	1,263	関根浜 〃	287	79	208	79
石 持	7,183	335	石 持 〃	85	29	56	29
野 牛	7,183	770	野 牛 〃	172	91	81	91
岩 屋	7,183	334	岩 屋 〃	82	82	—	82
尻 労	7,183	502	尻 労 〃	135	64	71	64
小 田 野 沢	7,183	949	小 田 野 沢 〃	242	216	26	88
平 沼	11,071	780	六ヶ所村海水 〃	153	142	11	—

出典：平成 24 年港勢調査

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

(2) 第 2 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町 村 人 口	漁港地区 人 口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 經 営 体 数
			組 合 名	總 数	正組合数	准組合数	
計	72,727	2,455	—	281	163	118	213
脇野沢	63,221	1,272	脇野沢村 "	71	53	18	36
下風呂	2,323	823	下風呂 "	140	40	100	140
尻屋	7,183	360	尻屋 "	70	70	—	37

(3) 第 3 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町 村 人 口	漁港地区 人 口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 經 営 体 数
			組 合 名	總 数	正組合数	准組合数	
計	63,221	3,265	—	392	143	249	193
大畑	63,221	3,265	大畑町漁業協同組合	392	143	249	193

(4) 第 4 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町 村 人 口	漁港地区 人 口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 經 営 体 数
			組 合 名	總 数	正組合数	准組合数	
計	20,668	6,982	—	1,522	1,182	340	585
佐井	2,414	1,359	佐井村漁業協同組合	47	37	10	39
白糠	18,254	5,623	白糠 "	1,475	1,145	330	546
			泊 "				

出典：平成 24 年港勢調査

10 環境公共の取り組み

石持漁場 環境公共工事勉強会 (H26.7.2) ～お魚たちの住み家「魚礁」について学ぼう!～



野牛漁港にて
魚礁見学会

魚礁についての
勉強会風景



東通小学校
4年生のみなさん
生徒 42名

